

## 公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

### 基本的事項

- 1 事業の概要 水道事業 特別会計名：水道事業

事業名	美祢市水道事業		
事業開始年月日	昭和34年4月	地方公営企業法の適用・非適用	レ適用 非適用
団体名		職員数 (H19. 4. 1現在)	6
構成団体名			

- 注 1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。  
2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

### 2 財政指標等

資本費	107円(H18)	公営企業債現在高(百万円)	2,123
累積欠損金 (百万円)	0	利益剰余金又は積立金(百万円)	115
不良債務 (百万円)	0	財政力指数	0.350(H18)
資金不足比率 (%)	0	実質公債費比率 (%)	21.4(H19)
		経常収支比率 (%)	91.6(H18)

- 注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。  
なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

### 3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

レ 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 該当なし
{合併期日：平成20年3月21日 合併前市町村：美祢市、美東町、秋芳町} 美東町及び秋芳町の簡易水道特別会計を合併時に統合し、さらに、美祢市水道事業会計を含め、新市移行後3年を目標に公営企業会計として統合する。

- 注 1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。  
2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。  
3 にレを付けた上で内容を記載すること。

### 4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	公営企業経営健全化計画
計画期間	平成19年度から23年度
計画策定責任者	美祢市長 村田 弘司
既存計画との関係	公営企業経営健全化計画 平成19年度から28年度
公表の方法等	広報紙及び事務所での閲覧
基本方針	全ての市民に対し、安全で安心できる水を経営の健全性を配慮しながら供給体制の充実を行い、普及率の向上を図る必要がある。また、未給水区の解消に向けて努める。本市は、許可団体であるため、一般会計からの基準外繰入を少しでも解消するため、水道使用料金の収納率を95%(平成18年度実績)から平成25年度を目標に98%になるよう努力するとともに、水道料金の改定を検討していく。

- 注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

(単位：百万円)

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	57	146	17	220
	補償金免除額	9	35	3	47
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額			3	3

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	水道事業債(上水)	57,119	114,651	14,796	186,566
	水道事業債(簡水)		30,858	2,219	33,077
合 計 (A)		57,119	145,509	17,015	219,643
一 般 上 記 の う ち (再掲) 会計負担分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		57,119	145,509	17,015	219,643

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 上 記 の う ち (再掲) 会計負担分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	水道事業債(上水)			2,858	2,858
合 計 (A)				2,858	2,858
一 般 上 記 の う ち (再掲) 会計負担分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)				2,858	2,858

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。  
 2 必要に応じて行を追加して記入すること。

## 財務状況の分析

区 分	内 容				
財務上の特徴	<p>流動比率(2,697%)は、100%を上回っており不良債務がない状態で、当座比率(2,848%)も同様に100%を大きく上回っているため、当座の支払能力に問題はない。固定比率(189%)が100%を超えているが、固定資産対長期資本比率(87.9%)が100%を下回っているのが健全な状態にある。固定負債構成比率は、53%とやや他人資本依存度が高い。</p> <p>料金回収率が約7割で、この差額を一般会計繰入金で補っており、類似都市である長門市(78%)と比べると低く、萩市(70%)とは、同程度の水準である。また、供給単価は、127円と類似都市である長門市(124.7円)と同程度である。</p>				
経営課題	<table border="1"> <tr> <td>課 題</td> <td>料金水準の適正化</td> </tr> <tr> <td colspan="2">新市移行後3年を目標に料金統一を図ることになっているため、その後に、類似都市と同程度の水準になるべく料金水準の適正化を図る。</td> </tr> </table>	課 題	料金水準の適正化	新市移行後3年を目標に料金統一を図ることになっているため、その後に、類似都市と同程度の水準になるべく料金水準の適正化を図る。	
	課 題	料金水準の適正化			
	新市移行後3年を目標に料金統一を図ることになっているため、その後に、類似都市と同程度の水準になるべく料金水準の適正化を図る。				
	<table border="1"> <tr> <td>課 題</td> <td>営業収益の拡大</td> </tr> <tr> <td colspan="2">水道使用料金の収納率を95%(平成18年度実績)から平成25年度を目標に98%になるように努める。平成23年度97%を目標とする。</td> </tr> </table>	課 題	営業収益の拡大	水道使用料金の収納率を95%(平成18年度実績)から平成25年度を目標に98%になるように努める。平成23年度97%を目標とする。	
	課 題	営業収益の拡大			
水道使用料金の収納率を95%(平成18年度実績)から平成25年度を目標に98%になるように努める。平成23年度97%を目標とする。					
<table border="1"> <tr> <td>課 題</td> <td>定員管理の適正合理化</td> </tr> <tr> <td colspan="2">「第3次美祢市定員適正化計画」(平成18年1月策定)によると、平成22年度の水道部門の職員数は、「6人」と現在の職員数と同数である。よって、職員数の増を防ぐ。なお、職員1人当たり給水人口(2,879人)を類似都市長門市(2,010人)と比較すると若干多い。</td> </tr> </table>	課 題	定員管理の適正合理化	「第3次美祢市定員適正化計画」(平成18年1月策定)によると、平成22年度の水道部門の職員数は、「6人」と現在の職員数と同数である。よって、職員数の増を防ぐ。なお、職員1人当たり給水人口(2,879人)を類似都市長門市(2,010人)と比較すると若干多い。		
課 題	定員管理の適正合理化				
「第3次美祢市定員適正化計画」(平成18年1月策定)によると、平成22年度の水道部門の職員数は、「6人」と現在の職員数と同数である。よって、職員数の増を防ぐ。なお、職員1人当たり給水人口(2,879人)を類似都市長門市(2,010人)と比較すると若干多い。					
<table border="1"> <tr> <td>課 題</td> <td>営業外収益の拡大</td> </tr> <tr> <td colspan="2">水道料金納付書送付用封筒裏広告の枠数拡大による広告収入の増収。</td> </tr> </table>	課 題	営業外収益の拡大	水道料金納付書送付用封筒裏広告の枠数拡大による広告収入の増収。		
課 題	営業外収益の拡大				
水道料金納付書送付用封筒裏広告の枠数拡大による広告収入の増収。					
<table border="1"> <tr> <td>課 題</td> <td>資本投下の抑制</td> </tr> <tr> <td colspan="2">平成20年度で於福簡易水道拡張に伴う工事も終了し、平成21年度以降は、老朽管布設替え程度に留まり、工事費削減のため、入札対象業者を拡大する等で工事費の削減、修理単価表の見直しを年度ごとに実施し、修繕費の削減に努める。</td> </tr> </table>	課 題	資本投下の抑制	平成20年度で於福簡易水道拡張に伴う工事も終了し、平成21年度以降は、老朽管布設替え程度に留まり、工事費削減のため、入札対象業者を拡大する等で工事費の削減、修理単価表の見直しを年度ごとに実施し、修繕費の削減に努める。		
課 題	資本投下の抑制				
平成20年度で於福簡易水道拡張に伴う工事も終了し、平成21年度以降は、老朽管布設替え程度に留まり、工事費削減のため、入札対象業者を拡大する等で工事費の削減、修理単価表の見直しを年度ごとに実施し、修繕費の削減に努める。					
留意事項	平成20年3月21日に秋芳町、美東町と合併し、水道料金は、新市移行後も現行のとおりとし、3年を目標として料金を統一すると決定しているため、水道料金の値上げを平成23年度までに実施することは、困難。				

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。



(単位:千円,%)

区 分		年 度	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
資 本 的 収 入	1. 企 業 債	59,100	31,200	40,000	8,000	113,700	79,900	45,000	10,000	10,000	10,000	10,000	
	2. 他 会 計 出 資 金	5,900	5,700	5,600									
	3. 他 会 計 補 助 金	25,507	30,716	30,730	33,907	31,610	22,216	40,500	45,423	44,460	44,263	44,263	
	4. 他 会 計 負 担 金	4,900	4,900	3,500	1,750	350							
	5. 他 会 計 借 入 金												
	6. 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金		1,155	8,317		13,200	35,200	34,760					
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金												
	8. 工 事 負 担 金	1,292		3,150	380	382	800	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	
	9. そ の 他												
		計 (A)	96,699	73,671	91,297	44,037	159,242	138,116	121,460	56,623	55,660	55,463	55,463
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の 財源充当額 (B)												
	純 計 (A)-(B) (C)	96,699	73,671	91,297	44,037	159,242	138,116	121,460	56,623	55,660	55,660	55,463	
資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	126,052	69,526	79,482	72,344	168,792	160,522	147,000	15,000	15,000	15,000	15,000	
	うち 職 員 給 与 費			9,119	8,956								
	2. 企 業 債 償 還 金	68,291	76,350	80,621	86,144	92,089	97,477	96,434	103,369	103,147	103,496	103,496	
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金												
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金												
5. そ の 他						5,000	4,970	5,000	5,000	5,000	5,000		
	計 (D)	194,343	145,876	160,103	158,488	260,881	262,999	248,404	123,369	123,147	123,496	123,496	
	資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	97,644	72,205	68,806	114,451	101,639	124,883	126,944	66,746	67,487	68,033	68,033	
補 て ん 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	92,669	70,131	65,468	112,711	95,493	118,655	123,864	63,807	64,275	64,795	64,795	
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額												
	3. 繰 越 工 事 資 金												
	4. そ の 他	4,975	2,074	3,338	1,740	6,146	6,228	3,080	2,939	3,212	3,238	3,238	
	計 (F)	97,644	72,205	68,806	114,451	101,639	124,883	126,944	66,746	67,487	68,033	68,033	
	補 て ん 財 源 不 足 額 (E)-(F)												
	積 立 金 現 在 高	114,900	114,900	114,900	114,922	115,386	127,862	127,862	127,862	127,862	127,862	127,862	
	企 業 債 現 在 高	2,265,394	2,220,244	2,179,623	2,101,479	2,123,090	2,104,840	2,063,216	1,970,439	1,874,524	1,772,993	1,772,993	
	うち建設改良費・準建設改良費に係るもの	2,265,394	2,220,244	2,179,623	2,101,479	2,123,090	2,104,840	2,063,216	1,970,439	1,874,524	1,772,993	1,772,993	
	うちその他に係るもの												

## (2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

区 分		年 度	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
収 益 的 収 支 分		103,644	113,686	111,265	107,576	105,284	107,831	108,093	100,433	97,764	97,200	97,200
	うち 基 準 内 繰 入 金	7,164	6,253	6,072	5,601	5,726	6,362	6,442	3,901	3,716	4,546	4,546
	うち 基 準 外 繰 入 金	96,480	107,433	105,193	101,975	99,558	101,469	101,651	96,532	94,048	92,654	92,654
	うち料金収入に計上すべき繰入等	6,007	6,334	6,529	6,012	5,280	5,885	5,418	2,212	1,409	1,655	1,655
	うち赤字補てん的なもの	90,473	101,099	98,694	95,963	94,278	95,584	96,233	94,320	92,639	90,999	90,999
資 本 的 収 支 分		36,307	41,316	39,830	35,657	31,960	22,216	40,500	45,423	44,460	44,263	44,263
	うち 基 準 内 繰 入 金	17,634	15,320	14,000	6,217	5,644	4,566	2,117	4,119	4,844	2,907	2,907
	うち 基 準 外 繰 入 金	18,673	25,996	25,830	29,440	26,316	17,650	38,383	41,304	39,616	41,356	41,356
	うち赤字補てん的なもの	13,078	14,722	14,977	15,534	10,572	7,078	16,024	16,109	14,913	16,202	16,202

## (3) 経営指標等

(単位:%)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
資金不足比率	(%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
料金回収率	(%)	64	68	71	69	70	70	74	75	75	75	
総収支比率(法適用)	(%)	95	103	106	103	107	103	108	107	106	106	
経常収支比率(法適用)	(%)	95	103	106	103	108	103	108	107	106	106	
営業収支比率(法適用)	(%)	85	90	95	90	96	90	94	93	91	90	
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)	14	9	0	0	0	0	0	0	0	0	
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)											
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
繰入金比率	収益的収入分	(%)	32	32	31	31	29	30	30	28	28	28
	うち基準内繰入金	(%)	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1
	うち基準外繰入金	(%)	30	30	29	29	28	28	28	27	27	27
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)	7	6	7	6	6	6	6	2	2	2
	うち赤字補てん的なもの	(%)	28	28	27	27	26	26	26	27	26	26
	資本的収入分	(%)	38	56	44	81	20	16	33	80	80	80
	うち基準内繰入金	(%)	18	21	15	14	4	3	2	7	9	5
	うち基準外繰入金	(%)	19	35	28	67	17	13	32	73	71	75
うち赤字補てん的なもの	(%)	14	20	16	35	7	5	13	28	27	29	

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率(%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = 地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = 地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率(%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率(%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率(%) = (営業収益 - 受託工事収益) / (営業費用 - 受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率(%) = 累積欠損金 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率(%) = 総収益 / (総費用 + 地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率)(%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率(%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率(%) = 供給単価 1 / 給水原価 2 × 100

1 供給単価(円/m<sup>3</sup>) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

2 給水原価(円/m<sup>3</sup>) = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)  
但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金 + 減価償却費) + 企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用 - (受託工事費 + 基準内繰入金) + 地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率(%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方(前提条件)
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	合併を控えていることから、料金改定は、平成25年度を目標とし、現行料金の水準で使用量を推計し料金収入を算定。
2 他会計繰入金の見込み	資本的収支分については、起債の元金償還が増えることで増加するが、収益的収支分については、利息減少とともに減となる。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	新規の大規模投資は、現在のところなし。水道料金納付書送付用封筒裏広告の枠数拡大による広告収入の増。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	矯正施設稼働による使用水量の増。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定(前提条件)について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

## 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減	「第3次美祿市定員適正化計画」(平成18年1月策定)によると、平成22年度の水道部門の職員数は、「6人」と現在の職員数と同数よって、今以上の職員削減は困難。
地方公務員の職員数の純減の状況	「第3次美祿市定員適正化計画」(平成18年1月策定)によると、平成17年度から平成22年度までに総職員数で13名以上の削減を計画している。目標数値とする職員数は、平成22年4月1日現在で、一般行政職員数を133名、普通会計職員数157名、職員数(病院事業、老人保健事業、訪問介護事業を除く。)を178名、総職員数で345名とする。
給与のあり方	
国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	国家公務員の給与構造改革を踏まえた級の統合職責にあった級の見直し等の給与構造の見直しを平成18年4月1日給与構造の見直しをおこなった。
技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	技能労務職相当職種なし、また、当該職種雇用していない。
退職時特昇等退職手当のあり方	退職手当については、退職時に一般会計の職員として一般会計で支出しており、水道事業で支出していない。なお、一般会計では平成18年4月1日退職時特昇を廃止した。
福利厚生事業のあり方	水道事業独自の福利厚生事業は、実施しておらず、今後も当該事業を実施する予定なし。
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等	
維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	修理単価表の見直しを年度ごとに実施し、修繕費の削減に努める。
指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	



## 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への 引上げ、売却可能資産の処分等による歳入 の確保  料金水準が著しく低い団体にあつて は、コスト等に見合った適正な料金水 準への引き上げに向けた取組	平成23年度までにコスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組みは困難であるが、平成20年3月21日に秋芳町、美東町と合併し、水道料金は、新市移行後も現行のとおりとし、3年を目標として料金を統一すると決定しているため、その際に、料金水準の適正化を図る。
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開 の推進と行政評価の導入  経営健全化や財務状況に関する情報 公開  行政評価の導入	広報紙等による積極的財務状況等の公開に努める。  行政改革実施計画(平成18年2月策定)のなかで、平成20年度に行政評価システム導入に係る方針決定することとしているため、導入は早くても平成21年度以降となる。
5 その他	

注1 上記区分に応じ、「財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、に付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	「第3次美祿市定員適正化計画」(平成18年1月策定)によると、平成22年度の水道部門の職員数は、「6人」と現在の職員数と同数よって、今以上の職員削減は困難。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	修理単価表の見直しを年度ごとに実施し、修繕費の削減に努める。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	現在、水道料金の滞納整理(停水措置を含む。)を3ヶ月に1回実施しているが、これを平成20年度から2ヶ月に1回実施することにより、水道料金の収納率を95%(平成18年度実績)から平成25年度を目標に98%(平成23年度97%)になるように努め、一般会計等からの基準外繰出しの減少に努める。
4 その他	封筒裏面の広告枠拡大による増収を図る。

注1 上記各項目には、 で採り上げた経営課題に対応する取組として に掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 次頁以下(1)から(5)までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

(各事業共通留意事項)

<p>1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。</p> <p>2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費(人件費、物件費、維持補修費等)に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化(例:職員数 職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等)することは差し支えないこと。</p> <p>3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。</p> <p>4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。</p> <p>5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目(資産売却益、工事コスト縮減等)については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、 の当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。</p> <p>6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。</p> <p>7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費(退職手当以外の職員給与費)その他改善額を計上することが可能なものの合計(「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計)を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。</p> <p>8. 「(参考) 補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額(補償金免除(見込)額)であり、 の「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。</p> <p>9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示(留意事項)に従うこと。</p> <p>10. 必要に応じて行を追加して記入すること。</p>
--

線上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業

年度別目標

(単位:千円、%)

課題	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	計画合計
<b>【収入の確保】</b>													
2	料金改定率		18%値上げ										
	改善額(料金の適正化) 1		19,833	19,833	19,833	19,833	79,332						
3	未収金の徴収対策								未収金対策の強化				
	改善額								1,260	2,501	3,723	4,925	12,409
	一般会計負担金の額												
	改善額(負担金の確保等)												
4	資産の有効活用								広告枠の拡大				
	改善額(収入増額)								140	140	140	140	560
	その他( )												
	改善額												
<b>【経費の削減】</b>													
1	職員給与費の適正化												
	職員給与費(退職手当以外)	49,735	47,525	41,740	42,808	36,568		28,857	29,235	29,620	30,012	30,410	
	改善額			42	42	9,482	9,566						
1	給与水準												
	改善額					8,956	8,956						
1	その他(手当ての廃止)			現金取扱手当の廃止		待機手当の廃止							
	改善額			42	42	526	610						
	職員給与費(退職手当)												
1	職員数(人)	7	7	7	7	6		6	6	6	6	6	6
	増減数(人)					-1	-1						
2	維持管理費等								修繕単価表の見直し				
	改善額(適正化)							133	200	200	200	200	933
	工事コスト 2												
	改善額(縮減額)												
	その他( )												
	改善額												0
	累積欠損金比率	14	9	0	0	0		0	0	0	0	0	0
	増減	8	-5	3									
	企業債現在高	2,265,394	2,220,244	2,179,623	2,101,479	2,123,090		2,104,840	2,063,216	1,970,439	1,874,524	1,772,993	
	増減	-9,191	-46,150	-40,621	-78,144	21,611		-18,250	-41,624	-92,777	-95,915	-101,531	
	計画前5年間改善額 合計						88,898						改善額 合計 13,902
	(参考) 補償金免除額												46,826

注1 「課題」欄については、「1」主な課題と取組み及び目標、「課題」欄の番号を記入すること。

注2 1 「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

2 「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。

3 改善額の算出方法については、当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
給水人口(千人)	18	18	17	17	17	17	18	18	18	18
年間総有収水量(千m <sup>3</sup> )	1994	1898	1927	1870	1836	1965	1988	1973	1958	1942
公称施設能力(m <sup>3</sup> /日)	14523	14523	14523	14523	14901	14901	14901	14901	14901	14901
1日最大配水量(m <sup>3</sup> /日)	8415	9185	9935	9185	9453	9400	9400	9400	9400	9400
最大稼働率(%)	57.9	63.2	68.4	63.2	63.4	63.1	63.1	63.1	63.1	63.1
供給単価(円/m <sup>3</sup> )	108.3	124.2	125.7	126.5	127.0	126.8	126.8	126.8	126.8	126.8
給水原価(円/m <sup>3</sup> )	170.5	181.7	176.1	183.5	182.7	180.5	170.8	168.6	168.5	169.4

簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。

昭和43年4月1日から上水、簡水をあわせて、地方公営企業の適用を受けており、その後、昭和52年4月1日から上水と簡水の料金の統一を実施している。

簡易水道施設の統合、簡易水道施設の上水道施設との統合については、施設統合の費用が多額になること、統合メリットが小さいことから、現在のところ計画していない。